

414
A2918



本月二十日ニ御約束申置候間彼太平洋蒸氣船
會社トノ公事裁評ニ就キ政府ノ為ニ拙者ノ示
述致候書ノ寫一本差上申候

右照一本貴君机下工可差上旨大隈氏ヨリ来命
有之候也此他控訴状中ノ書付一切貴君ノ御手
元ニ有之候儀ト愚考仕候若シ右書類所持無
之候ハ、私全ク寫取置候故御用立可申候合衆
國領事裁判所へ控訴状差出置候間被告之者五
日ノ期限内ニ再考可致候也

千八百七十四年七月二十二日

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈



東京

ヒル

平井君貴下

裁判不正ノ申述

公事ノ名

此公事ノ吟味探討裁許不正ナル故原告越訴

者其仔細ヲ申述シテ敬テ左ニ其條々ヲ記ス

第一 原告者ノ願書ヲ改正スヘキ沙汰ヲ為ス

ニ就テ裁判所ノ處置不正ナル事

其故ハ被告者對テ為シヒトルベル、パツケリシ

クニ證人ノ口書ヲ出シタル後ニ改正セント

欲スル意アルハナリ

其二 被告者前書ノ蒸氣船ニウヨ一ヲシテ

出帆ヲ踏躑シ終ニ之ヲ止メシメサリシ事ヲ探
討スルニ就テ誤ル所アリ

此一條ニ於テハ實跡ヲ以テ見ルニ其證ト為
ス所ト及スル事アリ其故ハ彼船ノ長崎ニ着
シタル後被告者自家ノ管事ノ所作ニテ彼船
約束相手ノ言ノ如ク其港ヲ出帆シ到ルヘキ
地ニ向テ進ムコトヲ肯セサリシナレハナリ
第三前書ノ蒸氣船ニテ前書ノ約束ヲ
踏ミ横濱ヨリ長崎マテ渡海シ尚前書ノ約束ヲ
逐々台湾マテ續テ渡海セントスルニ方リ前書

原告者前書ノ蒸氣船ニウヨクノ前書ノ約
束ニ從ク又ニ渡海ヲ為スヲ制シテ之ヲ止メ前
書ノ蒸氣船ニウヨクニ命ジ其積ム所ノ荷ヲ
卸サシメ被告者ニ其船ヲ渡シタリトイフ事ヲ
裁判所ノ探討誤ル所アリ

此一條ニ於テ原告者彼船ノ渡海ヲ為スヲ制
シタリトイフ實跡ハ概ルヘキノ證ナシ其故
ハ惣テ其申述ニ引ク所ヲ證ハ證人セントル
ノ口書ニシテ合衆國公使ノ受取リタル外務
卿ヨリノ手紙ノ抄略ヲ讀ムヲ聞キシト證人

スアルニヨリ差出シタル書ノ寫(G符)トナリ
此書ハ役人等へ申送りタル通達ノ事ヲ説ケ
トモ其通達ノ寫ハ載スル事ナク又其仔細モ
明カニハ説述スルコトナシ此書(此事ニ関係
ナキ外人ニ送りタル者)外ニハ違書ノ出テ申
送ラレタルトイフ事又ハ誰へ通達シタルト
イフ事ノ證モナク又其引ク所ノ如キ違書如
何シテ當時彼船ノ所在ナシ長崎ニ於テ原告
者ニ代リ事ヲ管セシ人ノ眼ニ觸レシトイフ
證拠全クナシ又ハ其引ク所ノ如キ違書ヲ如

何様ニ彼管事等施行セシトイフ證モナシ之
ニ及シテ此ノ如キ違書ヲ原告者ノ管事等施行
セサリシト原告者ハ長崎ノ管事ヲ以テ數回
被告者ノ管事へ彼船ヲ兼テノ約束通出帆セ
シムルノ許ヲ頼ミタルノ證却テ明白ナリ此
儀ハ證人チルマン及ヒレゼントルノ口書並
長崎ノチルマンノ管事ヨリ横濱ノマニントル
ノ管事へ送りタル電報(HI R)トレゼント
ルヨリ横濱ノ被告者ノ管事へ送りタル手紙
(I符)ヲ以テ明ニ知ルヘシ

又茅二條ニ前書ノ探討中ニ載セタルニウヨ
| 一ノ船積々所ノ荷ヲ昂シタルハ五月一日ヲ
以テ為シ初メ被告者彼船ノ出帆ヲ許スコト
ヲ肯セサルノ續事ニシテ其出帆ヲ拒ミタル
ハ五月一日ヨリ前六日ノ事ナリ而シテ前書
ノ探討中ニ述フル所ノ如ク其船ヲ渡ス事モ
ナク之ヲ渡スノ違モナク此等ノ事一モコレ
ナク前書ノ船ハ約束ノ期限初ヨリ終末マテ
被告者ノ手ニアリテ全ク其管轄ニ止マレリ
約束ヲ結ビタル船ノ主ト見ルヘキ人ノ事ニ

就テハ千八百六十九年亞墨利加編述ノハル
ソンスイン、シラペンダ、エント、アトニラルテ
第一冊第一部第二編二百七十八丁ヲ見ヨ
第四原告者ハ被告者ニ對シテ陳述スヘキ事
故ナシトイフ事ト此ニ因テ原告者ノ願意取
上サルトテ終ニ其願取上ナキ事ニ就キ裁判所
ノ裁許不正ナル所アリ
此一條ニ就テハ其裁許證據ト相反シ元來原
告人ノ方害ヲ蒙リシ故却テ原告者ヲ以テ是
ト為スヘキ答ナリ

千八百七十四年七月十五日

日本江戸

原告越控訴者代理

七
九

